

2019年9月定例県議会 総括質問

2019年10月1日

日本共産党 宮川えみ子県議

日本共産党の宮川えみ子です。総括質問を行います。

原発問題について二点質問します。東京電力福島第一原発の元経営陣、3被告に9月19日東京地裁で無罪が言い渡されました。避難中に人命が失われ、今も4万人以上が故郷に戻れず、収束も見通せない未曾有の被害をもたらした事故の責任が不問にされました。この判決をもって東電は責任を免れることはできません。控訴が決定しましたが県民の思いに沿ったものと思います。

一、原発汚染水問題について

初めに、原発汚染水問題についてです。

原田義昭環境大臣・当時は、東京電力福島第一原発敷地内のタンクにたまり続けている処理後の高濃度放射性物質を含んだ汚染水について、「放出して希釈する他に選択肢はない」と述べました。県漁連の野崎会長は、海域と魚種を絞った試験操業を行い、検査して出荷しても、根強い風評被害に苦しめられている本県の現状を理解していないと批判しました。

トリチウムを含む処理水の海洋放出が漁業に与える影響を尋ねます。

危機管理部長

トリチウムを含む処理水の海洋放出が漁業に与える影響につきましては、処理水の取り扱いを検討している国の小委員会において、風評被害や、市場環境の変化などの社会的影響を与えると評価されております。

宮川県議

トリチウムを含む処理水の海洋放出が農業や観光業に与える影響を尋ねます。

危機管理部長

トリチウムを含む処理水の海洋放出が、農業や観光業に与える影響につきましては、国の小委員会において、地元での食材摂取などへの懸念から、宿泊業や飲食業などでも商品が落ち込むほか、海水浴客やサーファーなどの観光産業の一部に影響を与える可能性があると評価されております。

宮川県議

政府の専門家会合では、長期保管の可否についても本格的な議論を開始したばかりです。共産党県議団は、発言の撤回を求めるよう申し入れを行いました。原田前環境大臣の発言に対し、県として強く抗議し、撤回を求めたのかどうか尋ねます。

危機管理部長

原田前環境大臣の発言につきましては、あくまで個人的意見と受け止めており、撤回は求めておりません。

宮川県議

その時は個人ではありませんでした。実害、風評被害、このことで福島県民がどれほど苦勞して、またその対策に取り組んでいるのか、国も東電も他人ごととしているとしか思えません。はっきり抗議すべきですが伺います。その時は現職の大臣でした。

危機管理部長

政府においては、トリチウムを含む処理水の取り扱いについては、小委員会で議論を尽くし、しっかりと検討を進めたうえで方針を決定するとしているところであります。県といたしましては、引き続き、慎重な検討を国に求めてまいります。

宮川県議

汚染水のタンクの約8割に、基準値を超える放射性核種が残っていることは、すでに明らかになっています。

トリチウムを含む処理水について、海洋放出を認めずタンクでの地上保管を継続するよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

内堀雅雄知事

トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、現在、国の委員会において、社会的影響も踏まえた検討が進められております。県と致しましては、引き続き国及び東京電力に対し、環境や風評への影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧に説明をしながら、慎重に検討を進めるよう求めてまいります。

宮川県議

本会議では、他党派からも松川浦の新鮮な魚介類も風評被害、戻らない教育旅行問題なども出されました。早く福島県の新鮮な魚をいっぱい食べたい、このような県民の声を聞くのであれば、国と東電は無責任な態度をやめるべきです。

知事は県民代表ですので、「丁寧な説明と慎重な検討を求める」だけではなく、国・東電にはっきりタンクでの地上保管を求めるべきですが、再度伺います。

内堀雅雄知事

トリチウムを含む処理水の取り扱いにつきましては、現在、国において社会的影響も踏まえた検討が進められ、先日開催された小委員会では、公聴会で出された意見を踏まえ、タンクでの貯蔵、継続についても議論が行われたところであります。県といたしましては、引き続き、国及び東京電力の責任において、慎重に検討を進めるよう求めてまいります。

宮川県議

福島県知事の意見、その声というのは非常に大きいと思います。保管する場所がない、廃炉作業に支障があるとか、報道されておりますけれども、地上保管に対する本格的な論議はされていないわけであります。県民に寄り添った対応ということであれば、本県の知事として、国と東電に県民の思いに添ったように求めてほしいと思います。これは申し上げておきたいと思います。

二、原発労働者の労働条件の整備と健康管理について

次に、原発労働者の労働条件の整備と健康管理について伺います。
第一原発の廃炉作業についてですが、福島第一原発 1、2 号機・排気筒解体用クレーンの、高さ不足に対する対策工事に従事した従業員の人数と、被ばく線量をお尋ねします。

危機管理部長

クレーンの高さ不足対策として、新たに路盤の整備を行っており、その作業員の人数は 29 名、被ばく線量は平均で 1.41 mSv 個人の最大は 3.32 mSv と報告を受けております。

宮川県議

福島第一原発における労働者の被ばく線量について、今年度の状況をお尋ねしたいと思います。

危機管理部長

今年度 4 月から 7 月までの累積被ばく線量は、平均で 0.96 mSv であり、昨年度と同等程度となっております。

宮川県議

福島第一原発における労働者について、放射線従事者中央登録センターへの登録者数と健康管理体制を尋ねます。

危機管理部長

福島第一原発事故後に、放射線従事者中央登録センターに登録された労働者の総数は、平成30年度末までに4万7,510人であり、放射線管理手帳により被ばく線量の管理がされております。その上で労働安全衛生法に基づく一般健康診断や、電離放射線障害防止規則に基づく特殊健康診断に加え、福島第一原発においては国が無料の健康相談窓口を設置するなど、独自の取り組みが行われております。

宮川県議

登録センターに登録している方は全て確認しているのかどうか。つまりどこに住んで、健康管理がちゃんとできているのかどうか。

危機管理部長

中央登録センターの登録者数については、第一原発に作業にきたときに、新規で登録をされた方の人数でありますけれども、その後、別な原発に移られたりとか、別なお仕事をされたりとかということのところですね、追跡調査まではいっていないと聞いております。

宮川県議

追跡調査ができてないとその方たちは、健康診断ができていないのかはわからないと思うんですね。そういう点で、そのまま見逃していいのかというふうに非常に疑問に思うんですけれど、その点については、原則全員の把握をして、その方たちがちゃんと健診ができるようにすべきだと申し入れるべきだと思いますけれど、いかがですか。

危機管理部長

第一原発においては、国が無料の健康相談窓口なども設置しておりますので、そういった面も広く公表しながら、そういった方々の健康管理に努めて参りたいと考えております。

宮川県議

身元確認ができていない人が、私は結構いると聞いているんですけれど、そういう人の人数は把握していないんですか。

危機管理部長

現在、私の手元では把握しておりません。

宮川県議

把握して、原則全員が健診を受けられるように求めておきたいと思います。
15分でアラームが鳴って作業が終了したという方が、日給1万2,000円だったといいます。本来は危険手当が出るべき人です。

原発労働者に危険手当が支給されるよう、東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

危機管理部長

原発労働者への危険手当につきましては、これまでも労働者安全衛生対策部会において、支払い状況を確認するとともに、労働者へ適切に支払われるよう、国に対し東京電力への指導監督の徹底を求めてきたところであり、引き続き、確実に取り組むよう求めてまいる考えであります。

宮川県議

事故が起きて8年半経っているんですけど、未だにこういう事態が起きているということで何度か質問もしてきたんですけど、こういう事態はやっぱり解消されるべきです。東京電力に強く求めていただきたいと思います。

次ですが、廃炉作業の多重下請け構造を解消して、原発労働者を国が直接雇用し、処遇を抜本的に改善するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

危機管理部長

原発労働者の処遇につきましては、労働者安全衛生対策部会等において、労働条件の明示等による雇用の適正化や、作業環境の改善、労働者が安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国に対しても、事業者への適切な指導監督を求めてきたところであり、県と致しましては、引き続き、労働者が安定的に且つ安心して働けるよう、事業者への指導監督の徹底を国に求めてまいる考えであります。

宮川県議

これから第二の廃炉も進むんですが、合わせて働いている人は約6,000人（第一原発3,630人、第二原発2,382人）、地元雇用は約4,000人と聞きます。

福島第二原発の廃炉作業が福島第一原発と同時にこれから行われていくと思いますが、廃炉安全監視協議会の労働者安全衛生対策部会の体制を充実すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

危機管理部長

労働者安全衛生対策部会につきましては、今後、東京電力により示される廃止措置計

画を踏まえ、必要な監視体制を確保してまいる考えであります。

三、低所得者と若者に対する住宅の家賃補助について

低所得者と若者に対する住宅の家賃補助についてです。

きょうから消費税が10%に増税されましたが、強く抗議します。

国では、住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みで、公営住宅は大幅な増加が見込まれない、一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した住宅セーフティネット制度が2年前からスタートしました。

安倍政権の下で、格差が広がり、中間層がやせ細り、低所得者が増え続けています。「日本経済新聞」(3月19日付)は、この20年間で時給が20%落ち込み、日本だけの低下と報道しています。特に若者の賃金水準は最低賃金に近く、手取り12~13万円です。非正規に至っては不安定で、一時金もありません。民間住宅に入居すれば一人暮らしでも生活保護水準です。

低所得者と若者に対し、住宅セーフティネット制度を活用した民間賃貸住宅の家賃補助を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

土木部長

住宅セーフティネット制度を活用した家賃補助につきましては、地域の住宅事情に精通し、多様なニーズを的確に把握することができる市町村が実施主体となることが、適当であると考えております。

宮川県議

前は市営・県営住宅などの戸数も一定あり、子育て世代は入居しやすい環境にあったわけですが、一般県営住宅の管理戸数の推移についてお尋ねます。

土木部長

一般県営住宅の管理戸数につきましては、平成元年度の9,083戸がピークで、現在は8,001戸となっております。

宮川県議

住宅セーフティネット制度における民間賃貸住宅の全国の登録戸数と家賃補助について、実施をしている都道府県の数について尋ねます。

土木部長

令和元年9月25日現在、全国の登録戸数は11,628戸で、家賃補助を実施している

都道府県は 3 都県となっております。

宮川県議

どの都道府県ですか？

土木部長

家賃補助を行っている都県でございますが、東京都、兵庫県、鳥取県の 3 都県でございます。

宮川県議

この住宅セーフティネット制度における民間賃貸住宅の県内の登録戸数と、家賃補助を実施している市町村はありますか。

土木部長

令和元年 9 月 25 日現在で、県内の登録戸数は 106 戸で、家賃補助を実施している市町村はございません。

宮川県議

原発事故の借上げ住宅の家賃上限が 6 万円・9 万円でしたので、避難者の多くを受け入れたいわき市は、賃貸住宅の相場が上がって、月最大 4 万円ぐらいの家賃補助は必要だと思っておりますが、いわき市が住宅セーフティネット制度の活用に向けて策定を進めている計画について、県はどのように支援していくのか尋ねます。

土木部長

いわき市が策定を進めている計画につきましては、地域の実情を踏まえて実効性のある計画となるよう、情報提供や助言を行っていく考えであります。

宮川県議

住宅セーフティネット制度が全県に普及するよう市町村に対して財政支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

土木部長

住宅セーフティネット制度の普及につきましては、先進的な取り組み事例の紹介をはじめとした情報提供や、制度の活用に向けた技術的助言を行うことにより市町村を支援するなど、様々な機会をとらえて普及促進に努めて参ります。

宮川県議

情報提供と助言だけでは、なかなか進まないと思います。
市町村を財政的に支援してこそ、この制度が進むと思うんですけど、県は、低所得者や若者の住宅確保の責任をどのように果たすのかお聞きします。

土木部長

住宅セーフティネット制度の実施につきましては、それぞれの地域における住宅事情、あるいは低所得者の状況など、生活困窮者の状況、それらに精通した自治体である市町村が主体となることが適当であると考えています。県と致しましては、賃貸住宅供給促進計画の策定にあたって、先進的に取り組んでいる他県等の事例、あるいは家賃補助、改修費補助の設定方法などの情報提供や、個別の相談等に応じながら計画の策定、あるいは補助制度が適正かつ円滑に創設できるよう、情報提供・助言を行ってまいります。

宮川県議

情報提供ではなくて、財政的支援を行うべきと、このことを強く求めておきたいと思っています。

四、いわき市遠野地区における三大明神風力発電等について

次に、いわき市遠野地区における三大明神風力発電等についてです。

去る9月12日、いわき市遠野地区下根本の住民有志の会代表が「(仮称)三大明神風力発電事業」に対して、事業認定の取り消しと計画予定地の保安林解除を行わないことを求める署名を添えて、知事宛てに要望しました。遠野地区には二つの大規模風力発電計画がありますが、2017年9月に県に第一回目の要望をしてから、5回目です。この間、県だけでなく森林管理署、いわき市、経産省に直接、数回にわたり要望しています。

今回は、地域住民が知らないうちに同意書が事業者に提出されたことに対して「住民有志」が建設反対の意思は変わらないと署名を集め直して、地区100世帯中、80世帯・205人の署名を添えての要望です。

内容は、「区長の同意があっても住民の多くは本風力発電計画に断固反対であることから、三大明神風力発電計画の事業認可を取り消すこと・土砂災害の危険を増し、水利用を中心とした生活環境に影響を及ぼす・保安林の解除は決して行わないこと」です。

地区住民の8割の署名をみれば、三大明神風力発電事業について、保安林の解除は行うべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

農林水産部長

三大明神風力発電事業につきましては、事業者から詳細な計画が示されていないこと

から、保安林の指定目的である水源の涵養や、山地災害の防止などへの影響等を判断することは困難であります。

宮川県議

三大明神風力発電立地予定地は、国土交通省ハザードマップでは、土石流危険溪流にすっぽり入っています。このようなところに木を切り、切土盛り土を繰り返して、道路と発電設備を建設する行為は、土石流の危険を増すと考えます。

この地区です。(パネルを示す)

この地域では、2年程前から一部森林の伐採が進められ、通常の伐採後とは違い、この間の雨で表土が流れ大量の砂地が現れ、多くの石が存在しています。

広島で昨年大規模な土砂崩れが起きた地盤と類似していて、大雨のたびに砂と岩が落ちてきています。これです。(パネルを示す)

100メートル上流に林道もあります。開発予定地付近は普段、水の流れない所ですが、今年の6月の雨で、このようになりました。(パネルを示す)

三大明神風力発電事業の計画地における土砂災害の危険性について、県の考えを尋ねます。

土木部長

三大明神風力発電事業の計画地周辺には、砂防指定地があることから、計画が具体的になり、砂防法に基づく許可が必要となる場合には、土砂災害を防止する観点から、計画の内容を適正に審査してまいる考えであります。

宮川県議

多くの住民が反対している風力発電事業について、事業者に住民の意思を伝えるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

企画調整部長

風力発電事業につきましては、森林法等の関係法令の遵守に加え、国のガイドラインに基づき、事業計画策定の初期段階から、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に配慮した事業の実施が求められております。引き続き、国や市町村と連携しながら事業者に対する助言・指導に努めてまいります。

宮川県議

三大明神事業者にも建設中止の住民の意思を伝えるべきと思いますがお聞きします。

企画調整部長

三大明神風力発電事業につきましては、再生可能エネルギー事業を推進していく上で重要であると考えております。住民等の意見を受け止め、また経済産業大臣の勸告を踏まえ、風車の数を17基から9基に、住居からの距離を約1キロから2キロにするなど、住環境への影響の低減に努めているところでございます。引き続き、国の事業計画策定ガイドラインに基づき、地元住民に丁寧に説明をし、事業内容について、十分な理解が得られるよう国や市町村と連携しながら、事業者に対して助言・指導をしてまいります。

宮川県議

数を少なくして巨大化したんです。小名浜のマリントワーの2.5倍ですよ。三大明神事業者は、区長の同意書がどのようなものか住民から開示を求められても提出しませんでした。最初から住民合意を求める姿勢がありません。事業そのものを行う資格がないのではないかと思います、どのように思いますか。

企画調整部長

風力発電の事業計画につきましては、森林法等の関係法令に基づく手続きはもとより、地元住民への説明等の対応についても事業者が適切に行うべきものと考えております。そのため県と致しましては、国の事業計画策定ガイドラインの趣旨も踏まえ、地元住民に丁寧に説明をし、誠実に対応するよう、引き続き、国や市町村と連携しながら助言・指導に努めてまいります。

宮川県議

県が国に提出した三大明神風力発電事業の「環境影響評価の知事意見」を見ますと、大規模な土工量が発生する三大明神風力発電等について、砂防指定地・土石流警戒区域・土石流危険渓流区域で、大規模な建設はすべきでないとしています。水環境を守れないことも含めて、取りやめ見直すべきと指摘しています。

改めて県として、現状を国に届ける必要があると思います。先ほど部長が答弁しましたが、数を減らして大きくしたのです。その他は何もやっていないんです。そういう状況なのに、この声を届けられないのかと私は思います、この現状を国に届ける必要があると思いますが、再度答弁をお願いします。

企画調整部長

風力発電事業につきましては、規模の大小にかかわらず、事業者の計画策定の初期段階から地元住民と適切なコミュニケーションを図りながら、環境影響評価の手続きなど関係法令に基づき、適正になされるべきものと認識をしております。引き続き、事業者に対して、地元の十分な理解が得られるよう、助言・指導し、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいります。

宮川県議

ですから、適切にするにもどういう同意書が来たんですかと事業者に求めても出さないんです。最初から住民の合意を求めるといふ姿勢がないんです。穏やかな山村の中で対立を生み出して、何年にもわたって不安を煽り続けている事態は、本当に不幸だと思います。しかし、住民は命と暮らしがかかっているのです、中止を求め続けるしかないんです。国の対応も県の対応も、住民合意が絶対条件なんです。住民の暮らしと命を守ることこそ県の役割です。県は三大明神事業者に中止を強く求めることを申し上げたいと思います。

五、県立高等学校の統廃合について

最後は、県立高等学校の統廃合についてです。

今議会、各会派から高校統廃合問題が出されました。いずれも教育委員会の統廃合ありきのやり方に対して問題を提起しています。

県立高校統廃合は、2016年12月の「福島県学校教育審議会の中間とりまとめ」で方針を決めました。しかし、審議会の議事録を見ても、1学年3学級以下は統廃合との意見は少なく結論ありきでした。共産党県議団は見直しを求めていました。

遠野高校の関係者から出された「県立高等学校改革の慎重な対応を求める」内容の請願がすでに市議会で採択され、また、遠野高校存続を求める1万人の署名も提出されています。

遠野高等学校を存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

教育長

遠野高校につきましては、一定の集団規模を確保するため、湯本高校と統合し、これまでの両校の学びを継承するとともに、地域の伝統や文化を生かした探究的な学習や、地域と連携した多様な学習内容など、学びのニーズや進路希望に応じた特色ある学校づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

宮川県議

県立高等学校改革懇談会において、統廃合の再編整備等の理解が得られた学校の中に、小名浜高校といわき海星高校が入っていますが、全体の合意にはなっていません。

小名浜高等学校といわき海星高等学校の統合については、中止も含めて話し合いを継続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

教育長

小名浜高校といわき海星高校の統合につきましては、普通・商業・水産の3つの学科

を持つ、小名浜地域ならではの学びができる学校として魅力化を図りつつ、安定した教育環境を提供することが重要であると考えております。今後は魅力化の内容等について具体的に検討してまいりたいと考えております。

宮川県議

県立高等学校改革前期実施計画について、1 学年 3 学級以下の学校であっても、地域の意見を反映し、統廃合の方針を見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

教育長

前期実施計画につきましては、少子化の中にあっても生徒が互いに切磋琢磨し、社会性を身につけることができる一定の集団規模を確保するため、原則として 1 学年 3 学級以下の高校においては、魅力化を図りながら統合を推進することとしており、引き続き、改革懇談会等で丁寧に説明し、地域の理解を得ながら進めていくと考えております。

宮川県議

一定の規模というのが、1 学年 3 学級以下は統合ということにはならないと思います。岩手県では高校再編計画策定に向けて、統合、学科減、学級減が示された高校で、独自の努力がされています。首長同士の連絡会も発足するなど、高校のあるべき姿、地域を守るとの小規模校の存在意義などが重視されて、再編計画は延期されています。教育委員会は、誰でも自由に参加できる意見交換会を開催し、今後の計画を立てるとしております。

本県も性急なやり方ではなく、立ち止まって結論ありきの今計画を見直すべきと思いますが、再度尋ねます。

教育長

全国的な少子化の中にあって、各県さまざまな高等学校のあり方について、苦勞をしているところであります。その中でも福島県におきましては、原発事故の後なかなかですね、クラス減のみを行ってきたという経過がございます。特に 2 クラス規模の高等学校が 23% 余りということで、全国平均の 3 倍以上にもなっているということで、小規模校が今かなり比率が高くなっているという現状がございます。こういったことも踏まえまして、本県におきましては、基本的な考え方として、3 クラス以下の学校を統合のそ上に載せてですね、検討してきたという経過がございます。

宮川県議

基本的な考え方ということですが、今議会中も、いろんな所でさまざまな意見が出て

きているわけですね。だから、そういうふうな意味においても、教育委員会が今出してきて、これだけのいろいろな問題が出されてるわけですから、立ち止まって、結論ありきということではなくて、十分な意見を（聞いて）、2回やったから3回やったからいいということではなくて、検討される必要があると思います。お聞きします。

教育長

今回の高等学校改革の前期実施計画につきましても、学校教育審議会あるいは教育公聴会はじめですね、約3年間かけて積み上げてきた計画でございます。私どもとしましては、この計画がですね、その内容が実現できるよう、地域の皆様に丁寧に説明を行いまして、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上